

## 桶川市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱

(令和3年3月24日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この告示は、桶川市高齢者福祉計画及び桶川市介護保険事業計画（以下「事業計画」という。）に基づいて実施する地域密着型サービス等整備助成事業等に要する費用の一部について、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、桶川市補助金交付規程に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象経費等)

第2条 補助の対象となる経費及び補助額は、次に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる要綱等に定めるところによる。

- (1) 地域密着型サービス等整備助成事業、介護施設等の施設開設準備経費等支援事業、定期借地権設定のための一時金の支援事業及び既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業 埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱（平成27年7月15日高福第418-1号）
- (2) 既存の小規模福祉施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業、認知症高齢者グループホーム等における利用者等の安全性確保の観点から行う耐震改修等を実施する事業及び既存高齢者施設等の防犯対策を強化するために必要な安全対策に要する経費を支援する事業 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱（平成24年7月17日厚生労働省発老0717第2号）
- (3) 定期巡回・随時対応サービス開始準備経費等支援事業 埼玉県定期巡回・随時対応サービス開始準備経費等支援事業補助金交付要綱（平成27年7月6日埼玉県福祉部地域包括ケア課長事務連絡）

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、桶川市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を精査し、適当と認めたときは、桶川市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の決定について条件を付するものとする。

(事業の中止等)

第5条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業を中止し、又は廃止するときは、市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(廃止したときを含む。)は、速やかに桶川市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金実績報告書(様式第3号)に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該報告書及び関係書類の審査及び実地調査等によりその報告に係る事業の成果が補助金の交付の決定の内容及び通知に付した条件に適合するものであると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、桶川市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付確定通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 8 条 補助事業者は、前条の規定による通知があったときは、所定の期日までに桶川市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付請求書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 9 条 市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、埼玉県からの補助金の交付額が確定された後に支出するものとする。

（委任）

第 10 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

桶川市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付申請書

年 月 日

桶川市長

所在地（住所）

申請者 法人名

代表者（氏名） ⑩

次のとおり桶川市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金の交付を受けたいので、桶川市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 事業名

2 補助金交付申請額 金 円

3 添付書類

(1) 事業計画

(2) 積算調書

(3) その他参考となる資料

4 市税納付状況調査に関する同意【オーナー型整備の場合】

補助金交付に係る審査にあたり、市が保有する私の市税の納付状況を確認することに同意します。【住所：桶川市 〃】

様式第2号（第4条関係）

（表）

桶川市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

桶川市長



年 月 日に申請のありました桶川市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金について、次のとおり決定したので、桶川市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱第4条の規定により通知します。

- 1 事業名
  
- 2 交付決定額 金 円
  
- 3 交付の時期 実績報告書の検査後、補助金を交付する。

様式第3号（第6条関係）

桶川市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）桶川市長

所在地  
報告者 法人名  
代表者 ⑩

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定の通知を受けた桶川市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金の補助事業が完了したので、桶川市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 事業名

2 補助金交付決定額 金 円

3 添付資料

- (1) 実績報告書
- (2) 支出内訳
- (3) その他参考となる資料

様式第4号（第7条関係）

桶川市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付確定通知書

第 号  
年 月 日

様

桶川市長



年 月 日付け第 号で補助金の交付決定の通知をした桶川市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金については、年 月 日付け第 号で提出のあった実績報告書に基づき、次のとおりその額を確定したので、桶川市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

1 事業名

2 補助金交付確定額 金 円

様式第5号（第8条関係）

桶川市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）桶川市長

所在地  
請求者 法人名  
代表者 ⑩

桶川市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり請求します。

1 事業名

2 補助金交付請求額 金 円

振込先口座	金融機関名	銀行 信用金庫 支店・本店 農業協同組合
	種類	普通・当座
	口座番号	
	口座名義人	
	フリガナ	